

ソフトフォン適合検査 検査マニュアル

Ver 1.1

平成25年4月

西日本電信電話株式会社

ソフトフォン適合検査 検査マニュアル

改訂履歴

日付	版数	改訂ページ	改訂概要
2012.3.28	1.0		初版
2013.4.1	1.1	6	5. 汎用端末に求める条件(2)必須条件の担保方法のインストール防止措置の条件の補足 等

目次

1-1. ソフトフォン適合検査申請書(申請基本情報等)	...	1
1-2. ソフトフォン適合検査申請書(技術基準等への適合性確認)	...	2
2-1. ソフトフォン概要説明書(お客様への配布方法等)	...	3
2-2. ソフトフォン概要説明書(当該ソフトフォンの能力等)	...	4
2-3. ソフトフォン概要説明書(汎用端末に求める条件)	...	5
2-4. ソフトフォン概要説明書(必須条件の担保方法)	...	6
2-5. ソフトフォン概要説明書(改ざん防止措置)	...	7
2-6. ソフトフォン概要説明書(ライセンス数管理、利用停止機能)	...	8
3. 接続系統図	...	9
4-1. 試験結果報告書A(試験環境1)	...	10
4-2. 試験結果報告書A(試験環境2)	...	11
4-3. 試験結果報告書A(試験環境構成)	...	12
5-1. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の2 基本的機能)	...	13
5-2. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の3 発信の機能)	...	14
5-3. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の3 発信の機能)	...	15
5-4. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の3 発信の機能)	...	16
5-5. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の3 発信の機能)	...	17
5-6. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の3 発信の機能)	...	18
5-7. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の4 識別情報登録)	...	19
5-8. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の4 識別情報登録)	...	20
5-9. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の4 識別情報登録)	...	21
5-10. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の5 ふくそう通知)	...	22
5-11. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の6 緊急通報機能)	...	23
5-12. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の8 送出電力)	...	24
5-13. 試験結果報告書B(試験結果:第32条の8 送出電力)	...	25
5-14. 試験結果報告書C(データコネクタ端末等)	...	26
6. 表記内容変更申請書	...	27

1-1. ソフトフォン適合検査申請書（申請基本情報等）

[記入例]

1. 申請年月日
・申請書類をNTT西日本に提出する年月日を記入して下さい。

2. 接続希望年月日
・ソフトフォンを配布する予定年月日を記入して下さい。

3. ソフトフォン適合検査申請者
・NTT西日本および協力機関からの問合せ窓口の方を記入して下さい。

ソフトフォン用 検査様式 1

ソフトフォン適合検査申請書

下記の通りNTT西日本回線（ひかり電話）に接続された汎用端末に対して、お客様がダウンロード等によりインストールして利用するひかり電話用ソフトウェア（ソフトフォン※）について、ソフトフォン適合検査申請を行います。
※ データコネクタ機能を有するソフトウェアを含みます。

記

1. 申請年月日 **2012年4月1日** 2. 接続希望年月日 **2012年5月1日**

3. ソフトフォン適合検査申請者

会社・団体名 〇〇〇ソフトウェア株式会社 営業部門 第〇営業担当	氏名 ソフトフォン 太郎
連絡先住所 〒〇〇〇-〇〇 大阪府〇〇市〇〇 〇-〇-〇	電話 (06) 〇〇〇〇- 〇〇〇〇
e-mail 〇〇phone@〇〇.〇〇	

4. 協力機関からの請求書送付先

会社・団体名	氏名
連絡先住所 同上	電話 () -

5. お客様からの問合せ先

問合せ先名称 〇〇〇ソフトウェアサポートセンター	氏名
公式HP http://www. . . .	電話 (06) 〇〇〇〇- 〇〇〇〇
e-mail □□phone@〇〇.〇〇	

6. ソフトフォン名称等 ※ソフトフォン名称欄及びソフトフォンベンダ様名の記載内容が検査合格後、当社ホームページに公示されます。ソフトフォン名称にバージョン情報が含まれる場合は、(バージョン)の記載は重複情報になるため不要です。

ソフトフォンの名称 (バージョン)	ソフトフォンベンダ様名
〇〇〇フォン (Ver 1. 0)	〇〇〇ソフトウェア (株)

7. 申請種別

<input checked="" type="radio"/>	新規申請	
<input type="radio"/>	再申請	既検査合格番号 ()

8. 申請書添付資料一覧表

	添付資料名	備考
<input checked="" type="radio"/>	1. ソフトフォン概要説明書	
<input checked="" type="radio"/>	2. 接続系統図	
<input checked="" type="radio"/>	3. 試験結果報告書	
<input checked="" type="radio"/>	4. お客様向けマニュアル (インストール方法、操作方法)	・〇〇〇フォンインストールマニュアル (案) ・〇〇〇フォン取扱説明書 (案)
<input type="radio"/>	5. その他 ()	

9. 技術基準/技術的条件等への適合性

(1) ソフトフォン端末 (※) の接続点 ※ . . . ソフトフォンをインストールした端末機器

	回線設備の終端装置 (ONU) に直接接続して利用することが可能
<input checked="" type="radio"/>	ソフトフォン端末とONUとの間に他の端末機器 (以下、構内IP交換機等) が介在することを前提に利用することが可能 〔構内IP交換機等の種類〕 <input checked="" type="radio"/> NTT西日本レンタル物品 (ひかり電話対応ルータ) <input type="radio"/> その他 ()

4. 協力機関からの請求書送付先
・請求書の送付先を記入して下さい。
3項と全て同じ情報の場合は、住所欄に「同上」と記入して下さい。

5. お客様からの問合せ先
・公式ホームページのURL、電話番号、及びe-mailアドレスを記入して下さい。
本情報は「公式ホームページ」「お客様からのお問い合わせ先」等として検査合格後に公示されます。

6. ソフトフォン名称等
・ソフトフォンの名称、検査を受けるバージョン、ソフトフォンベンダ様名 (社名) を記入して下さい。
本情報は検査合格後に「ソフトフォン名称・バージョン (提供会社名)」として検査合格後に公示されます。

7. 申請種別
・新規の申請の場合は、「新規申請」の左欄に○を記入して下さい。
・既に検査合格したことがあるソフトフォンの再申請の場合は、「再申請」の左欄に○を記入の上、「既検査合格番号」を記入して下さい。

8. 申請書添付資料一覧表
・本申請書に添付する資料の左欄に○を記入して下さい (1~4の資料は必ず添付して下さい)。
・その他の資料の添付があれば、「5. その他」に資料名称を記入し、備考欄に資料概要を記入して下さい。

9. 技術基準/技術的条件等への適合性 (1) ソフトフォン端末の接続点
・NTT西日本の回線設備に直接接続する場合は、上欄に○を記入して下さい。
・ONUとの間に構内IP交換機等が介在する場合にのみソフトフォンが動作する場合は、下欄に○を記入して下さい。
この場合、構内IP交換機等の種類を選択の上、当社レンタル物品 (ひかり電話対応ルータ) 以外の場合は「その他」欄に機種名を記入して下さい。

1-2. ソフトフォン適合検査申請書（技術基準等への適合性確認）

[記入例]

(2) ソフトフォン端末の種類

汎用端末・構内IP交換機等の条件	ソフトフォン端末1	ソフトフォン端末2	備考
汎用端末のOSの種類 (対応するOS全てを記入)	OS-A, OS-B, OS-C		OSのバージョン更新に従います。
構内IP交換機等の種類	ひかり電話対応ルータ		
その他 ()			

9.(2)ソフトフォン端末の種類

・汎用端末や構内IP交換機等の条件により、9(3)および(4)の適合性が異なる場合は、別のソフトフォン端末として記入して下さい。

[注] OSの種類を追加した場合には再申請が必要です。但し、OSバージョンの更新にあわせ、ソフトフォンベンダ様にて9(3)および(4)の適合性を担保するよう追従して追加開発する場合は、「表記内容変更申請(検査様式2)」により、公示したソフトフォンのバージョンの変更に対応致します。

・Windows VISTA対応からWindows7対応になった場合はOSの種類が追加されたものとして再申請が必要。
・SP1対応からSP2対応になった場合はソフトフォンベンダ様の責任で再申請は不要(表記内容変更申請)。

(3) 技術基準/技術的条件 適合性検査表

『端末設備等規則』 (昭和60年郵政省令第31号)の 一部条文見出し	ソフトフォン端末1		ソフトフォン端末2	
	チェック	備考	チェック	備考
第32条の2 基本的機能	○			
第32条の3 発信の機能	—	自動再発信を実装していないため		
第32条の4 識別情報登録	—	ひかり電話対応ルータに登録するため		
第32条の5 ふくそう通知機能	○			
第32条の6 緊急通報機能	○			
第32条の8 7+0 ⁺ 電話端末等 と通信する場合の送出電力	○			
第35条 特殊な端末設備				
第8条、第12条 データ 転送機能等	—	呼び出し信号と連携したデータ通信機能なし		

[チェック欄凡例] ○: 基準を満足する ×: 基準を満足しない —: 対象外(理由を備考欄へ明記)

9.(3)技術基準/技術的条件

適合性検査表

・ソフトフォン端末が技術基準等の各項目への適合性について、試験の結果をもとにチェック欄に○、×を記入して下さい。
・対象外の項目についてはチェック欄に「—」を記入の上、その理由を備考欄に記入して下さい。

(4) ソフトウェア 適合性検査表

技術基準/技術的条件 以外の条件	ソフトフォン端末1		ソフトフォン端末2	
	チェック	備考	チェック	備考
ハードウェア等必須条件の規定	○			
必須条件を満たさない汎用端末への インストール防止措置(その他これ に準じる措置)	○			
インストール実行ファイルに対する 改ざん防止措置	○			
配布済みソフトフォンの管理	○			

注意事項

[チェック欄凡例] ○: 基準を満足する ×: 基準を満足しない —: 対象外(理由を備考欄へ明記)

- ソフトフォン端末が、技術基準/技術的条件等に適合しないと認められない場合は、ソフトフォン適合検査は合格となり、当該ソフトフォンを当社ホームページで公示いたします。(電気通信事業法施行規則第32条第1項第4号)
- ソフトフォン端末が、技術基準/技術的条件等に適合しない場合はNTT西日本回線(ひかり電話網)への接続はできません。なお、ソフトフォン適合検査の一環として現品検査をお願いする場合があります。
- ソフトフォン端末に異常がある場合その他電気通信業務の円滑な提供に支障がある場合は、立ち入り検査等を行うことがあります。その結果必要と認めるときは公示取消、損害賠償請求を行います。(電気通信事業法第9条)
- ソフトフォン適合検査の合格通知は、申請したソフトフォンのバージョン提供期間中は保存願います。
- 本検査で合格となったソフトフォンの以下の事項につきましては、当社ホームページにて公示いたします。
①ソフトフォン名称(バージョン) ②ソフトフォンベンダ様名 ③ソフトフォンに関するお客様からの問合せ先等
- 本検査は、申請書等に基づき、NTT西日本の回線へ接続するための技術基準/技術的条件等への適合性を検査したものであり、ソフトフォンおよびソフトフォン端末の品質・性能を保証するものではありません。

9.(4)技術基準/技術的条件以外

適合性検査表

・ソフトフォン端末が技術基準等以外の各項目への適合性について、試験の結果をもとにチェック欄に○、×を記入して下さい。
・対象外の項目についてはチェック欄に「—」を記入の上、その理由を備考欄に記入して下さい。

注意事項

・本欄は必ずご確認願います。

NTT西日本記入

検査合格番号	検査結果	検査実施年月日	ソフトフォン適合検査実施部署
	合格・不合格	年 月 日	所属: NTT西日本技術革新部 技術部門 技術企画担当 担当者:

NTT西日本記入

・本欄は記入しないで下さい。

2-1. ソフトフォン概要説明書（お客様への配布方法等）

[記入例]

ソフトフォン概要説明書

ソフトフォンの名称（バージョン）	ソフトフォンベンダ様名
〇〇〇フォン（Ver1.0）	〇〇〇ソフトウェア（株）

1. 用途および特徴

〇〇〇フォンは、・・・

1. 用途および特徴

・ソフトフォンについて、用途および特徴を具体的に記入して下さい。

・ソフトフォンの用途、特徴が明記されていれば合格。

2. 適用回線

音声利用IP通信網サービス（ひかり電話）の利用可能な回線の種類は以下の通りです。

第1種サービス	接続契約者回線等相互間において、内線通信機能の利用により内線番号を用いた通信を行うことが可能なもの（ひかり電話ビジネスタイプ）
第2種サービス（タイプ1）	第1種サービス又は第3種サービス以外のもの（Bフレッツに係るもの）
<input checked="" type="radio"/> 第2種サービス（タイプ2）	第1種サービス又は第3種サービス以外のもの（フレッツ光ライトまたはフレッツ光ネクストに係るもの）
第3種サービス	契約者回線の終端が音声利用IP通信網サービス取扱所内となるもの（ひかり電話ナンバーゲート）
<input checked="" type="radio"/> データコネク	第2種サービス（タイプ2）第3種サービスに係る通信で、その通信に係る通信種別が符号のみによるもの

2. 適用回線

・ソフトフォンが接続可能なひかり電話の回線の種類全てに○を記入して下さい。

・データコネクを利用可能なソフトフォンは「データコネク」の左欄に○を記入して下さい。

・左欄に○が記入されていれば合格。

3. ひかり電話をご利用のお客様への配布方法

(1) 配布方法

配布の方法	備考
<input checked="" type="radio"/> お客様は、インターネット経由でダウンロードすることにより、ソフトフォンのインストール実行ファイルを取得することができます。	インストール実行ファイルは以下よりダウンロードできます。 http://www.・・・
お客様は、当社が配布するCD-ROM等により、ソフトフォンのインストール実行ファイルを取得することができます。	
その他（ ）	

3. ひかり電話をご利用のお客様への配布方法

(1) 配布方法

・お客様へ配布する方法に該当する欄へ○を記入して下さい。

・その他の方法で配布する場合は、「その他」の左欄に○を記入の上、配布方法を記入して下さい。

・お客様への配布方法が具体的に記入されていれば合格。

(2) お客様情報の取得

お客様がソフトフォンを利用するにあたって、お客様に求める情報は以下の通りです。

お客様情報の取得	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 取得しない 氏名	ソフトフォン自体の不具合発生時の管理は、8項により実施
<input checked="" type="checkbox"/> 取得しない メールアドレス	
<input checked="" type="checkbox"/> 取得しない 住所	
その他 必須（ ） 任意（ ）	

3. (2) お客様情報の取得

・お客様情報を取得する場合は、取得する事項を記入して下さい。

・その他の項目がある場合は、その他欄に必須・任意に分けて記入して下さい。

・お客様より取得する情報が具体的に記入されていれば合格。

2-2. ソフトフォン概要説明書（ソフトフォンの能力等）

[記入例]

4. ソフトフォンの機能、能力（1）番号数・セッション数・メディアストリーム数

- ・番号数 利用可能な番号数を記入して下さい。
- ・同時接続セッション数 同時に接続できるセッション数を記入して下さい。
- ・同時利用メディアストリーム数 同時利用できる1セッションあたりのメディアストリーム数を記入して下さい。

4. ソフトフォンの機能・能力

（1）番号数・セッション数・メディアストリーム数

番号数等	利用可能数	備考
番号数（0AB-J番号／内線番号等）	1 番号	
同時接続セッション数	1 セッション	
同時利用メディアストリーム数	1 ストリーム/セッション	

（2）主な機能

通信方法・通信ルート・接続手順等に関わる主な機能（例：ワンタッチダイヤル、リダイヤル等）を記入して下さい。

主な機能名	備考
1 自動応答機能	特定の番号からの着信に自動応答する。
2 音声電話	音声のみで通話する機能
3 テレビ電話	音声および映像で通話する機能
4	
5	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

（3）API（※）の実装状況

※アプリケーションプログラムインタフェース

○	①本ソフトフォンは、他のアプリケーションから本ソフトフォンを制御可能なAPIを実装している。
	②本ソフトフォンは、他のいかなるアプリケーションからの制御も受けない。 (以下の記入は不要)

①で○を選択した場合、以下にAPIを用いて提供可能となる機能について記入して下さい。

IF名	提供機能名	機能の概要
API1	発信操作画面 起動機能	HTMLに埋め込まれた特定のリンクをクリックすると、○○○フォンのダイヤル画面が起動し、電話番号を自動入力できる。 (但し、発信操作については手動で発信ボタンを押下する)
API2		
API3		

4. (2) 主な機能

- ・ソフトフォンで実装する主な機能について記入して下さい。

4. (3) APIの実装状況

- ・ソフトフォンで実装する、APIの実装状況を記入して下さい。
- ・他のソフトウェアから制御可能なAPIを実装している場合は①に○を記入して下さい。
- ・①を選択した場合は、次項にて必要情報を記入して下さい。

- ・他のアプリケーションから操作可能な「提供機能名」と「機能の概要」を記入して下さい。機能の概要には、利用シーンが分かるよう具体的に記入して下さい。

【注意】

APIを介したソフトフォンの制御により、技術基準等を満足しないおそれがある場合は、「5-5. 試験結果報告書B（試験結果：32条の3 発信の機能④）」で確認すること。

2-3. ソフトフォン概要説明書（汎用端末に求める条件）

[記入例]

5. 汎用端末に求める条件

(1) 必須条件と推奨条件

○	汎用端末に求める条件（必須条件、推奨条件）を定め、お客様に通知している。				
要求度	ハードウェア条件	OS1	OS2	OS3	OS4
必須	OS	OS-A	OS-B	OS-C	
推奨	CPU要件	●●CPU ●GHz以上	●●CPU ●GHz以上	●●CPU ●GHz以上	
推奨	メモリ容量	●MB以上	●MB以上	●MB以上	
推奨	HDD空き容量	●MB以上	●MB以上	●MB以上	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

<<通知方法>>

- 以下の2通りの方法で周知致します。
- ・ホームページへの記入
(<http://www.000.000.000> を予定。画面イメージを添付します。)
 - ・お客様向けマニュアルへの記入
(000フォンインストールマニュアル(案) P○参照)

5. 汎用端末に求める条件 (1) 必須条件と推奨条件

- ・汎用端末に求める条件を定め、お客様に通知している場合は、本欄に○を記入して下さい。

以下の場合、合格とする。

- ・左欄に○が記入されていること。
- ・表中に、ソフトフォン適合検査申請書9(2)に記入されたOSの種類が全て記入の上、必要事項が記入されていること。
- ・<<通知方法>>に表の必須条件の通知方法が明記されていること。

- ・OSの種類ごとに、汎用端末に求める条件を必須・推奨に分けて記入して下さい。
- ・ソフトフォンが動作するために必要なアプリケーション等があれば、行を追加して記入して下さい。

5. (1) <<通知方法>>

- ・お客様への通知方法を具体的に記入して下さい。

2-4. ソフトフォン概要説明書（必須条件の担保方法）

[記入例]

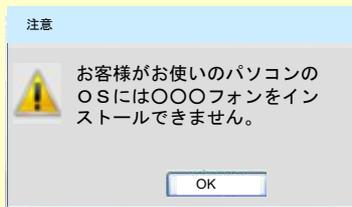
(2) 必須条件の担保方法

汎用端末が必須条件を満足することを担保する方法を記入願います。

- | | |
|---|---|
| ○ | 汎用端末へのインストール実行ファイルが改ざんされないための技術的な措置(その他これに準じる措置)を講じています |
|---|---|

<<概要>>

サポート対象外のOSにインストールしようとした場合は
「お客様がお使いのパソコンのOSには○○○フォンをインストールできません。」
のメッセージを表示し、インストールを中断する。
メッセージの画面イメージは以下の通り。



欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

5.(2)必須条件の担保方法

- ・必須条件を満足しない汎用端末へのインストール防止措置(その他これに準じる措置)を講じている場合、本欄に○を記入して下さい。

以下の場合、合格。

- ・左欄に○が記入されていること。
- ・<<概要>>にその方法が明記されていること。

5.(2)<<概要>>

- ・必須条件を満足しない汎用端末へのインストール防止措置について具体的に記入して下さい。
- ・インストール防止時に画面表示される場合は、表示画像を貼付けて下さい。

6. 構内IP交換機等

(ひかり電話の回線の終端とソフトフォン端末との間に介在する機器)

- | | |
|---|--|
| ○ | ひかり電話網に接続可能な構内IP交換機等(ひかり電話対応ルータ等)について、お客様に通知しています。 |
|---|--|

	構内IP交換機等を介さずにひかり電話網に接続します。(以下の記入は不要)
--	--------------------------------------

<<通知方法>>

- 以下の2通りの方法で周知致します。
- ・ホームページへの記入
(<http://www.○○○. . . .> を予定。画面イメージを添付します。)
 - ・お客様向けマニュアルへの記入
(○○○フォンインストールマニュアル(案)P○参照)

6. 構内IP交換機等

- ・構内IP交換機等を介してひかり電話網に接続する場合は、対応する構内IP交換機等についてお客様に通知しているかを明記して下さい。

以下の場合、合格。

- ・左欄に○が記入されていること。
- ・<<通知方法>>にその方法が明記されていること。

6.<<通知方法>>

- ・お客様への通知方法を具体的に記入して下さい。

2-5. ソフトフォン概要説明書（改ざん防止措置）

[記入例]

7. ソフトウェア改ざん防止措置

(1) インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置

○ 汎用端末へのインストール実行ファイルが改ざんされないための技術的な措置を講じています。

<<概要>>

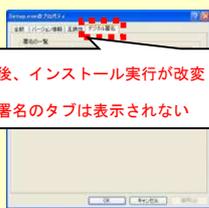
インストール実行ファイル（Setup.exe）にデジタル署名を付与し改ざんを防止する。



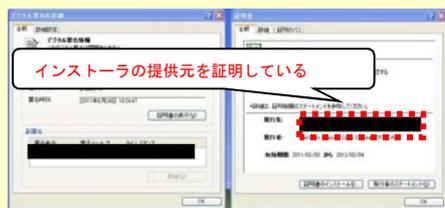
インストール作成時にデジタル署名（※1）を付与

サーバへのアップロードはファイル提供会社のセキュリティがかかった環境からのみ可能

※1 デジタル署名の詳細（〇〇〇社）



署名付与後、インストール実行が変更されるとデジタル署名のタブは表示されない



インストーラの提供元を証明している

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

7. ソフトウェア改ざん防止措置

(1) インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置

・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置を講じている場合、左欄に○を記入して下さい。

以下の場合、合格。

- ・左欄に○が記入されていること。
- ・<<概要>>に記入された改ざん防止措置の内容について、実現性がないとは認められないこと。

7. (1) <<概要>>

・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置を具体的に記入して下さい。

(2) インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置

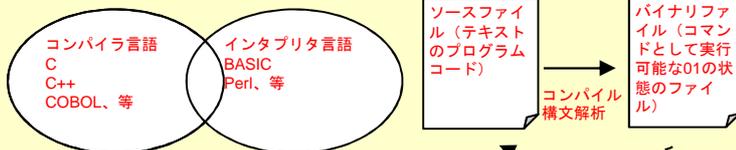
○ 汎用端末へインストールしたソフトフォンの改ざんを困難とするための措置が講じられています。

<<概要>>

プログラム言語としてはコンパイラ型を用いており、バイナリファイルからの逆コンパイルが困難な仕様である。

プログラム言語の種類

コンパイラ型言語とバイナリの関係



逆コンパイルは困難

プログラム言語にはコンパイラ型とインタプリタ型があり、インタプリタ型はソースファイルのソースコードを実行時にオブジェクトコードに変換しながら動作しているため、オブジェクトコードからソースの解析が容易である。
一方コンパイラ言語では文法が一意ではなく、ポインタだけの演算や複数変数が同じメモリ領域を使うことができるため、バイナリファイルからのソースファイルへの逆コンパイル自体が技術的に困難であることに加え、逆コンパイルには何の言語のコンパイラかを特定する必要がある。

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

7. (2) インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置

・インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置を講じている場合、本欄に○を記入して下さい。

合否判定の対象外。

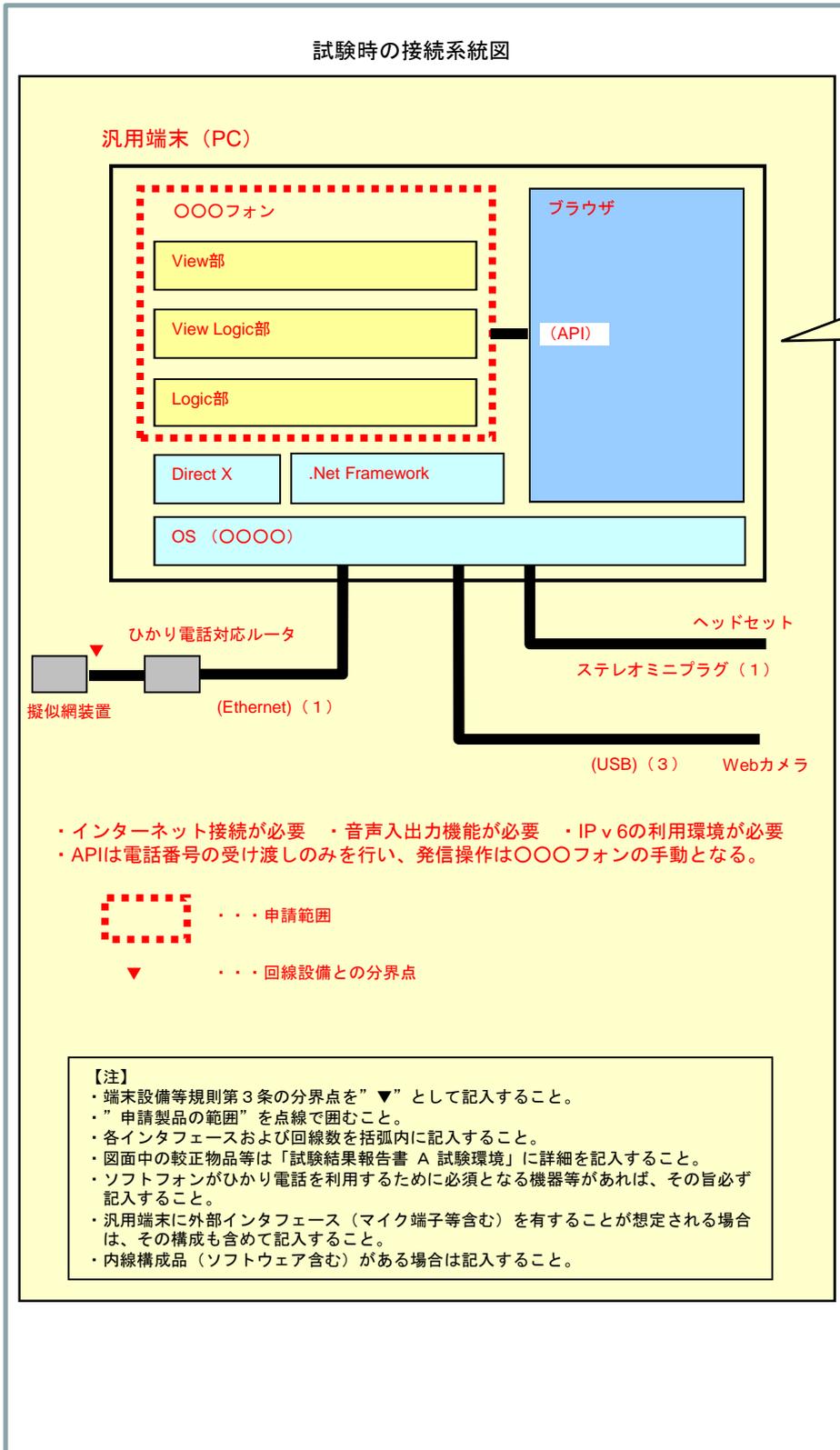
7. (2) <<概要>>

・インストールしたソフトフォンに対する改ざん防止措置の具体的な内容を記入して下さい。

技術的な措置を講じていることを宣言し、その内容が明記され、措置内容の実現性が確認できるか内容を確認する。

3. 接続系統図

[記入例]



試験時の接続系統図

- ・ ソフトウェア機能部間の関連について記入して下さい。
- ・ 下の注意書きに記入された内容について、明記して下さい。

注意書きに記入されている事項が全て記入されていれば合格。

4-1. 試験結果報告書A (試験環境1)

[記入例]

試験結果報告書A 試験環境

1. 試験環境構成物品

試験を実施した環境の構成物品は以下の通りです。

(1) 汎用端末

AI: 汎用端末		名称、概要等		
機器名 (品名)	●●● (●●●)			
使用電源	AC100V~240V (ACアダプタ出力DC18.5V)			
OS	OS-A、OS-B、OS-C			
CPU	●●CPU			
メモリ	2GB			
ハードディスク空き容量	1.5TB			
IF種別	IF名	規格	IF数	
通信インタフェース	通信インタフェース	Ethernet (1G)	x	1 個
		WiFi (IEEE802.11b/g/n)	x	1 個
			x	1 個
外部インタフェース	USBインタフェース	USB2.0	x	3 個
	マイクインタフェース	ミニステレオプラグ	x	1 個
	スピーカインタフェース	ミニステレオプラグ	x	1 個
	画面出カインタフェース		x	1 個
			x	1 個
			x	1 個
			x	1 個
D認定取得状況	技術基準適合認定番号又は設計認証番号 (●●●-○○○○○○)			

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

(2) アプリケーションによる機能提供

アプリケーション名	提供機能名	機能の概要
●●ブラウザ	発信操作画面起動機能	HTMLに埋め込まれた特定のリンクをクリックすると、○○○フォンのダイヤル画面が起動し、電話番号を自動入力できる。 (但し、発信操作については手動で発信ボタンを押下する)

1. 試験環境構成物品

(1) 汎用端末

- ・試験を実施した際の汎用端末について記入して下さい。
- ・試験は「ソフトフォン概要説明書5(1)」に記入した全てのOSについて実施して下さい。

※OSの種類によらず試験結果が同一であれば、OSの種類毎の試験結果報告書Bの提示は不要です。

各項目に必要事項が明記されており、OSが「ソフトフォン適合検査申請書9.(2)」および「ソフトフォン概要説明書5(1)」と同じであれば合格。

- ・試験を実施した汎用端末が実装している「通信インタフェース」および「外部インタフェース」を記入して下さい。

各項目に必要事項が明記されており、「接続系統図」に記入されたインタフェースが全て記入されていれば合格。

- ・汎用端末が取得している認定・認証番号を記入して下さい。

D認定取得端末で試験が行われていることが確認できれば合格。

1. (2) アプリケーションによる機能提供

- ・試験環境において、当該ソフトフォン以外に利用したアプリケーションがある場合、アプリケーション名・提供機能・機能概要を記入して下さい。
- ・該当するアプリケーションがなければ、「アプリケーション名」欄に「なし」と記入して下さい。

「ソフトフォン概要説明4(3)」で記入されたAPIについて全て記入されていれば合格。

4-2. 試験結果報告書A (試験環境2)

[記入例]

(3) 汎用端末の付属構成品 (マイク、スピーカ等)

付属構成品			
	名称(品名)	個数	機器の概要(接続の方法)
A1-1	〇〇カメラ	× 1 個	Webカメラ (接続IF:USB接続)
A1-2	〇〇ヘッドセット	× 1 個	イヤホンマイク (接続IF:3.5mmステレオミニプラグ)
A1-3		× 個	
A1-4		× 個	
A1-5		× 個	
A1-6		× 個	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

1. (3)汎用端末の付属構成品(マイク、スピーカ等)

- ・試験において利用した付属構成品を記入して下さい。
- ・付属構成品と汎用端末との接続の方法を記入して下さい。

「接続系統図」「3. 試験環境構成」に記入された付属構成品が全て記入されていれば合格。

(4) その他の機器 (ルータ、対向端末等)

付属構成品			
	名称(品名)	個数	機器の概要(接続の方法)
A2	ひかり電話対応ルータ (XXXX)	× 1 個	NTT西日本からフレッツ光ネクストのひかり電話契約者に提供されるひかり電話対応ルータ (接続IF:Ethernet(RJ45))
A3	アナログ電話器 (YYYY)	× 1 個	〇〇フォンをインストールした端末機器と対向する電話器 (接続IF:RJ11)
A4		× 個	
A5		× 個	
A6		× 個	

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

1. (4)その他の機器(ルータ、対向端末等)

- ・試験で利用したネットワーク機器を記入の上、汎用端末との接続方法を記入して下さい。
- ・構内IP交換機等の種類によらず試験結果が同一であれば、構内IP交換機等の種類毎の試験結果報告書Bは不要です。(当社レンタル物品の「ひかり電話対応ルータ」は、機種によらず、適用回線の種類ごとに同一と見なします)

「接続系統図」「3. 試験環境構成」に記入されたその他の機器が全て記入されていれば合格。

2. 測定器、擬似網装置

試験に用いた測定器、擬似網装置は以下の通りです。

測定器					
	名称(品名)	メーカー名	製造番号	校正年月日/校正機関	測定した条項
B1	〇〇アナライザ (aaaa)	AAAA社	XXXX	(校正対象外)	32条の2,4,5,6
B2	〇〇オシロ (bbbb)	BBBB社	YYYY	2012/01/01 / 〇〇社	32条の8
B3					

2. 測定器、擬似網装置

- ・試験に用いた測定器について、名称、メーカー名、製造番号、校正年月日/校正機関、測定した条項について記入して下さい。

擬似網装置					
	名称(品名)	メーカー名	製造番号	校正年月日/校正機関	測定した条項
N1	〇〇シミュレータ (cccc)	CCCC社	ZZZZ	(校正対象外)	32条の2,4,5,6,8
N2					
N3					

- ・校正等を受けた測定器等をしようして試験を行った場合は、左欄に○を記入して下さい。

試験に用いた測定器等は校正等を受けたものを使用した。

※「校正等を受けた」ことを示す書類を添付すること。

校正が必要な機器について、校正を受けたことを示す添付書類を確認できれば合格。

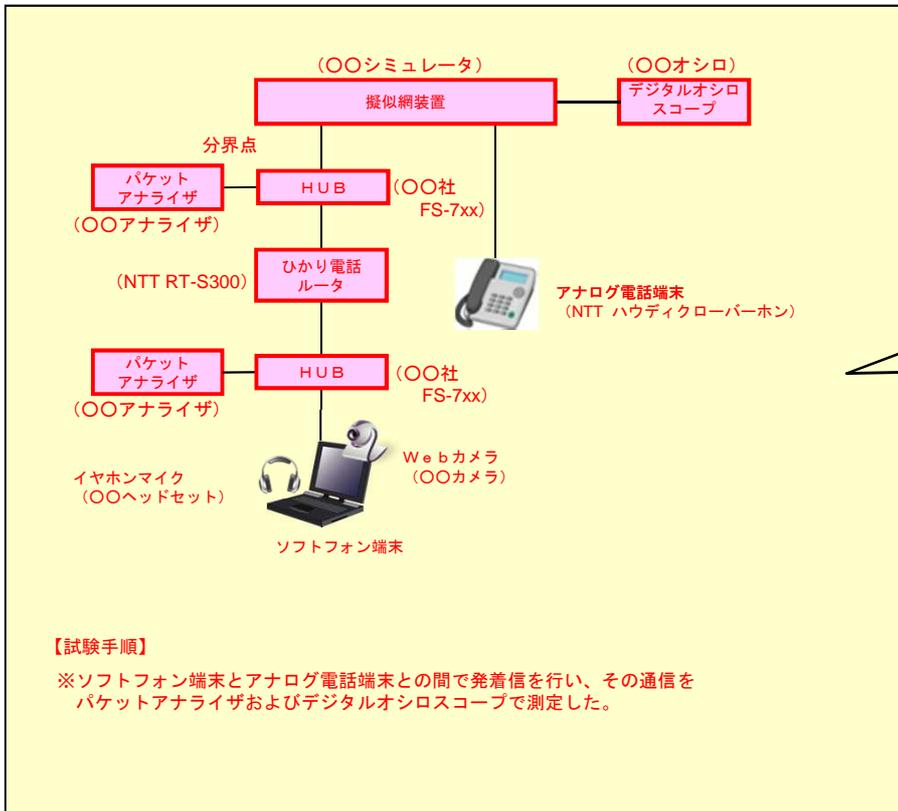
「3. 試験環境構成」に記入された測定器、擬似網装置が全て記入されていれば合格。

4-3. 試験結果報告書 A (試験環境構成)

[記入例]

3. 試験環境構成

試験を実施した環境の構成物品は以下の通りです。



【試験手順】

※ソフトフォン端末とアナログ電話端末との間で発着信を行い、その通信をパケットアナライザおよびデジタルオシロスコープで測定した。

測定実施年月日 20XX年 XX月 XX日

3. 試験環境構成

・試験環境の構成について、ソフトフォン端末、擬似網装置、測定器等を、具体的に記入して下さい。

「1. 試験環境構成物品」に記入された、汎用端末（付属構成品含む）、その他の機器、測定器、および擬似網装置が全て記入されていれば合格。

測定実施年月日

・本年月日について、較正期間内に実施されていることを確認すること。

適正な較正期間内に試験を実施していない場合は不合格とする。

(参考)較正期間

電気通信事業法第87条、認定規則第5条を参照。
指定された機関による較正を受け、較正を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のもの

〔注〕 構内IP交換機等を介してひかり電話網に接続する場合、試験結果報告書Bに添付するパケットアナライザを用いた測定データは、分界点（回線の終端点の下部）において測定したものが必要です。但し、NTT西日本および協力機関より、ソフトフォン端末と構内IP交換機等の間における測定データを求められた場合には、あわせて提出していただきます。

5-1. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の2 基本的機能)

[記入例]

試験結果報告書B 試験結果

端末設備等規則	第32条の二	基本的機能
インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。 一 発信又は応答を行う場合にあっては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出すること。 二 通信を終了する場合にあっては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(次条において「通信終了メッセージ」という)を送出すること。		

1. 動作モードの確認

申請したソフトフォン端末の動作モードを選択して下さい。

<input checked="" type="radio"/>	発着両用機	<input type="radio"/>	発信専用機	<input type="radio"/>	着信専用機
----------------------------------	-------	-----------------------	-------	-----------------------	-------

1. 動作モードの確認

- ・ソフトフォンをインストールして通話できるよう設定後、動作モードを選択し、○を記入して下さい。

2. 呼の取り扱い

以下のメッセージを送出する場合は「○」を記入して下さい。

呼設定	<input checked="" type="radio"/>	呼設定メッセージ (INVITE)
	<input checked="" type="radio"/>	応答メッセージ (200 OK)
呼切断	<input checked="" type="radio"/>	呼切断メッセージ (BYE)
	<input checked="" type="radio"/>	応答メッセージ (200 OK)
呼取消し	<input checked="" type="radio"/>	呼取消しメッセージ (CANCEL)
	<input checked="" type="radio"/>	応答メッセージ (200 OK)

2. 呼の取り扱い

- ・呼設定、呼切断、呼取消しの各動作において、各メッセージが送出される場合は左欄に○を記入して下さい。

※メッセージが送出されていることを示す測定データを添付して下さい。

上記のメッセージを送出しない場合があれば、メッセージごとに理由を記入して下さい

送出不いメッセージ	
理由:	

- ・上記のメッセージに送出不いメッセージがある場合、そのメッセージの名前と送出不い理由を記入して下さい。

3. 試験方法

項番3の確認を実施するにあたり、該当する測定方法に「○」を記入して下さい。

<input checked="" type="radio"/>	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
<input type="radio"/>	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。 ①測定回路、②測定方法

3. 試験方法

- ・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

- ・合格基準はE認定に準じる。
- ・発信又は応答を行う場合に呼の設定メッセージを送出し、通信を終了する場合に呼の切断、解放若しくは取消しを行うため又はこれに対応するためのメッセージを送出すれば合格、それ以外は不合格。

5-2. 試験結果報告書B (試験結果：第32条の3 発信の機能)

[記入例]

端末設備等規則	第32条の3	発信の機能 (通信終了メッセージの送出タイミング)
第32条の3 インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。 一 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後二分以内に通信終了メッセージを送出するものであること。		

1. 自動的な応答確認機能

発信に際して、相手の端末設備からの応答を自動的に確認する機能を実装していますか。

<input type="checkbox"/>	実装している
<input checked="" type="checkbox"/>	実装していない(以下の記入は不要)

1. 自動的な応答確認機能

- 相手の端末設備からの応答を自動で確認する機能を実装している場合は上欄に○を記入して下さい。
- 機能を実装していない場合は、下欄に○を記入して下さい。

2. 自動的な応答確認機能を実装している場合、相手不応答時には二分以内に呼終了メッセージを送出する設計とするよう端末設備等規則に記入されています。

(1) 相手不応答の場合

相手不応答の場合、呼の設定メッセージ送出後何秒で通信終了メッセージを送出する設定となっているか設計値と測定結果を記入して下さい。

なお、設計値を変更できる場合は変更可能範囲を明記し、最長設計値にて測定を実施して下さい。

2. (1) 相手先不応答の場合

- 相手不応答の場合、呼設定メッセージを送出後に、何秒で通信終了メッセージを送出するかについて、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

状態：相手先不応答時の場合					
設計値			測定値		
	固定式		秒		秒
	可変式	~	秒		秒
		測定範囲:	秒毎	(測定値:	秒)

※測定データを添付して下さい。

(2) 相手先話中および通信中の場合

相手先話中および通信中の場合、呼の設定メッセージ送出後何秒で通信終了メッセージを送出する設定となっているか設計値と測定結果を記入して下さい。

なお、設計値を変更できる場合は変更可能範囲を明記し、最長設計値にて測定を実施して下さい。

2. (2) 相手先話中および通信中の場合

- 相手先話中および通信中の場合、呼設定メッセージ送出後何秒で通信終了メッセージを送出するか、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

状態：相手先話中および通信中の場合					
設計値			測定値		
	固定式		秒		秒
	可変式	~	秒		秒
		測定範囲:	秒毎	(測定値:	秒)

※測定データを添付して下さい。

(3) 設計値が変更されないための担保方法

<input type="checkbox"/>	ソフトウェアにより設計値 (とその範囲) が固定されており、お客様は変更できません。
<input type="checkbox"/>	その他:

2. (3) 設計値が変更されないための担保方法

- ソフトウェアにより設計値が固定されている場合、上欄に記入願います。
- それ以外の方法の場合、その他欄に記入願います。

3. 試験方法

項番2の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に"○"を記入して下さい。

<input type="checkbox"/>	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
<input type="checkbox"/>	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

3. 試験方法

- 総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- 総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

- 合格基準はE認定に準じる。
- 通信終了メッセージの送出タイミングの測定データが2分以内であれば合格、それ以外は不合格。

5-3. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の3 発信の機能）

[記入例]

端末設備等規則	第32条の三	発信の機能（自動再発信：3分2回/15回以内）
第32条の三 二 自動再発信を行う場合（自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。		

1. 自動再発信機能の有無

申請したソフトフォン端末において自動再発信機能を実装していますか。

<input type="checkbox"/>	自動再発信機能を実装している
<input checked="" type="checkbox"/>	自動再発信機能を実装していない(以下の記入は不要)

2. 自動再発信機能の方式

自動再発信機能を実装している場合、3分間で2回以内しか発信できない仕様であるか、機器として15回以内しか再発信ができない仕様となっているか、どちらかの条件を満たしている必要があります。どの方式の自動再発信機能を実装しているか記入して下さい。

<input type="checkbox"/>	3分2回以内方式	<input type="checkbox"/>	15回以内方式	<input type="checkbox"/>	両方の方式
--------------------------	----------	--------------------------	---------	--------------------------	-------

3. 3分2回以内方式を実装している場合

(1) 相手先不応答の場合

自動再発信の間隔のタイマー値、或いは、自動再発信の回数が固定・可変設定であるかを確認し、設計値と測定値を記入して下さい。タイマー値が可変である端末の場合は、最短値に設定して測定願います。

状態：相手先不応答時の場合					
再発信タイマー値					
設計値			測定値		
<input type="checkbox"/>	固定式	秒	<input type="checkbox"/>	秒	
<input type="checkbox"/>	可変式	~	秒	(設定: 秒)	秒
自動再発信回数					
設計値			測定値		
<input type="checkbox"/>	固定式	回	<input type="checkbox"/>	回	
<input type="checkbox"/>	可変式	~	回	(設定: 回)	回

※測定データを添付して下さい。

(2) 相手先話中および通信中の場合

状態：相手先話中および通信中の場合					
再発信タイマー値					
設計値			測定値		
<input type="checkbox"/>	固定式	秒	<input type="checkbox"/>	秒	
<input type="checkbox"/>	可変式	~	秒	(設定: 秒)	秒
自動再発信回数					
設計値			測定値		
<input type="checkbox"/>	固定式	回	<input type="checkbox"/>	回	
<input type="checkbox"/>	可変式	~	回	(設定: 回)	回

※測定データを添付して下さい。

(3) 設計値が変更されないための担保方法

<input type="checkbox"/>	ソフトウェアにより設計値（とその範囲）が固定されており、お客様には変更できません。
<input type="checkbox"/>	その他

1. 自動再発信機能の有無

- ・申請を行ったソフトフォン端末が、自動再発信機能を実装している場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・機能を実装していない場合は、下欄に○を記入して下さい。

2. 自動再発信機能の方式

- ・申請を行ったソフトフォン端末の、自動再発信機能の仕様を選択して下さい。
- ・該当する欄に○を記入して下さい。

3. 3分2回以内方式を実装している場合

(1) 相手先不応答の場合

- ・3分2回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。
- ・自動再発信の回数の固定・可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

3. 3分2回以内方式を実装している場合

(2) 相手先話中および通信中の場合

- ・3分2回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。
- ・自動再発信の回数の固定・可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

3. (3) 設計値が変更されないための担保方法

- ・ソフトウェアにより設計値が固定されている場合、上欄に○を記入願います。
- ・それ以外の方法の場合、下欄に○を記入の上、その他欄に担保方法を記入願います。

5-4. 試験結果報告書B (試験結果：第32条の3 発信の機能)

[記入例]

4. 15回以内方式を実装している場合

(1) 相手先不応答の場合

自動再発信の回数が、固定設定、可変設定であるかを確認し、設定値と測定値を記入して下さい。
また、再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法を合わせて記入して下さい。

状態：相手先不応答時の場合					
自動再発信回数					
設計値			測定値		
	固定式		回		回
	可変式	~	回	(設定: 回)	回
再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法					
	手動による発信				
	その他()				

※測定データを添付して下さい。

(2) 相手先話中および通信中の場合

自動再発信の回数が、固定設定、可変設定であるかを確認し、設定値と測定値を記入して下さい。
また、再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法を合わせて記入して下さい。

状態：相手先話中および通信中の場合					
自動再発信回数					
設計値			測定値		
	固定式		回		回
	可変式	~	回	(設定: 回)	回
再発信回数が所定最大値となった場合の解除方法					
	手動による発信				
	その他()				

※測定データを添付して下さい。

(3) 設計値が変更されないための担保方法

	ソフトウェアにより設計値(とその範囲)が固定されており、お客様には変更できません。
	その他:

5. 試験方法

項番3・4の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に"○"を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路 ②測定方法

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

4. 15回以内方式を実装している場合

(1) 相手先不応答の場合

- ・15回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。(タイマー値が変更可能な場合は、最短値に設定して測定して下さい。)
- ・自動再発信の回数の固定・可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

4. 15回以内方式を実装している場合

(2) 相手先話中および通信中の場合

- ・15回以内の自動再発信間隔のタイマー値設定が可能な場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。(タイマー値が変更可能な場合は、最短値に設定して測定して下さい。)
- ・自動再発信の回数の固定・可変設定ができる場合、設計値と試験結果を表の中に記入して下さい。

4. (3) 設計値が変更されないための担保方法

- ・ソフトウェアにより設計値が固定されている場合、上欄に○を記入願います。
- ・それ以外の方法の場合、下欄に○を記入の上、その他欄に担保方法を記入して下さい。

5. 試験方法

- ・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

5-5. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の3 発信の機能)

[記入例]

端末設備規則	第32条の三	発信の機能(自動再発信:外部インターフェース)
--------	--------	-------------------------

6. ソフトフォンの動作に影響を与える外部インターフェース (又はAPI) の有無

「発呼コマンド等の送出機能を持つ装置やアプリケーション」が「外部インターフェース」又は「API」を通じてソフトフォンの呼制御に影響を与えることのできる機能を実装していますか。

<input type="radio"/>	実装している
<input type="radio"/>	実装していない (以下の記入は不要)

外部インターフェース又はAPIのインターフェース種別および名称、並びにこれに接続可能な端末機器、他の通信回線又は他のアプリケーションを記入して下さい。「その端末機器、通信回線およびアプリケーションからの発信要求に対する本号の規定を担保する方法」の該当欄を選択して下さい。(記入欄が不足する場合は、別紙を作成願います。)

※「試験結果報告書 A 試験環境1(1)、(2)」・「ソフトフォン概要説明資料4(3)」に記載したものの全てについて記入して下さい。

外部インターフェース名/API名 (その1)	API 1	発信操作画面起動機能
接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション	ブラウザ	
<input type="radio"/>	1. 発信要求に応じる機能がありません。	
	2. 既認定装置のみを接続し、その装置の指示に従って発信します。	
	3. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前3項と同様に規制します。	
	4. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前4項と同様に規制します。	
	5. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対する規制方法を、前2項～4項に示します。	
	6.	

外部インターフェース名/API名 (その1)		
接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション		
<input type="radio"/>	1. 発信要求に応じる機能がありません。	
	2. 既認定装置のみを接続し、その装置の指示に従って発信します。	
	3. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前3項と同様に規制します。	
	4. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前4項と同様に規制します。	
	5. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対する規制方法を、前2項～4項に示します。	
	6.	

外部インターフェース名/API名 (その1)		
接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション		
<input type="radio"/>	1. 発信要求に応じる機能がありません。	
	2. 既認定装置のみを接続し、その装置の指示に従って発信します。	
	3. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前3項と同様に規制します。	
	4. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対しても、前4項と同様に規制します。	
	5. 接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーションからの発信要求に対する規制方法を、前2項～4項に示します。	
	6.	

6. ソフトフォンの動作に影響を与える外部インターフェースの有無

- ・発呼コマンド等の送出機能を持つ装置 (又はアプリケーション) が、外部インターフェース (又はAPI) を通じて、ソフトフォンの呼制御に影響を与える可能性のある場合は上欄に○を記入して下さい。
- ・可能性がない場合は、下欄に○を記入して下さい。

6. 外部インターフェース又はAPIごとに接続される機器又は

- ・「外部インターフェース/API」欄にはインターフェース種別と名称、「これに接続される端末装置、他の通信回線又は他のアプリケーション」欄には接続されるものを記入の上、該当する欄に○を記入して下さい。(記入欄が不足する場合は、別紙を作成願います。)

- ・合格基準はE認定に準じる。
- ・自動再発信 (3分2回以内方式) の場合
自動再発信回数の測定データが2以下であれば合格、それ以外は不合格。
- ・自動再発信 (15回以内方式) の場合
自動再発信回数の測定データが15以下であれば合格、それ以外は不合格。

5-6. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の3 発信の機能)

[記入例]

端末設備等規則	第32条の3	発信の機能 (自動再発信: 緊急自動再発信)
第32条の3 三 前号の規定は、火災、盗難、その他の非常の場合にあつては、適用しない。		

1. 緊急自動再発信機能の有無

(1) 相手先不応答の場合

緊急メッセージ (火災、盗難等) において自動再発信する機能の有無を記入して下さい。

状態 : 相手先不応答時の場合	
緊急メッセージ (火災、盗難など) を自動再発信する機能の有無	
<input type="checkbox"/>	有り
<input checked="" type="checkbox"/>	無し (以下の記入は不要)
緊急通報先	
<input type="checkbox"/>	110番
<input type="checkbox"/>	118番
<input type="checkbox"/>	119番
<input type="checkbox"/>	その他 ()
自動発報の契機	
<input type="checkbox"/>	火災警報センサー動作時
<input type="checkbox"/>	盗難防止センサー動作時
<input type="checkbox"/>	その他 ()
緊急自動再発信パターン	
緊急自動再発信パターンを示して下さい。	発報時間: 発信~相手応答確認の時間 () 秒
	停止時間: 相手応答確認~再発信の時間 () 秒
	繰り返し周期: 発報時間+停止時間 () 秒
	緊急自動発信最大回数 () 回
緊急自動再発信パターンが上記以外の場合	緊急通報自動再発信パターンを示す資料を添付して下さい。

1. 緊急自動再発信機能の有無

(1) 相手先不応答の場合

(緊急メッセージ)

- ・緊急メッセージにおいて自動再発信する機能を実装している場合は上欄に○を記入して下さい。
- ・実装していない場合は下欄に○を記入して下さい。

(緊急メッセージ有りの場合)

- ・発信できる全ての緊急通報先に○を記入して下さい。その他があればあわせて記入して下さい。

(自動発報の契機)

- ・自動発報される契機に該当する欄に○を記入して下さい。その他があればあわせて記入して下さい。

(緊急自動再発信パターン)

- ・緊急自動再発信を行う場合、表に示した時間について、試験結果を記入して下さい。

(2) 相手先話中および通信中の場合

相手が通話中および通信中の場合における、(1)と同内容を記入して下さい。

状態 : 相手先話中および通信中の場合	
緊急メッセージ (火災、盗難など) を自動再発信する機能の有無	
<input type="checkbox"/>	有り
<input checked="" type="checkbox"/>	無し (以下の記入は不要)
緊急通報先	
<input type="checkbox"/>	110番
<input type="checkbox"/>	118番
<input type="checkbox"/>	119番
<input type="checkbox"/>	その他 ()
自動発報の契機	
<input type="checkbox"/>	火災警報センサー動作時
<input type="checkbox"/>	盗難防止センサー動作時
<input type="checkbox"/>	その他 ()
緊急自動再発信パターン	
緊急自動再発信パターンを示して下さい。	発報時間: 発信~相手応答確認の時間 () 秒
	停止時間: 相手応答確認~再発信の時間 () 秒
	繰り返し周期: 発報時間+停止時間 () 秒
	緊急自動発信最大回数 () 回
緊急自動再発信パターンが上記以外の場合	緊急通報自動再発信パターンを示す資料を添付して下さい。

1. (2) 相手話中および通信中の場合

- ・(1)と同様の要領で記入して下さい。

- ・合格基準はE認定に準じる。
- ・緊急通報機能が使用できるのは、火災、盗難その他の非常の場合の通報先のみであれば合格、それ以外は不合格。

5-7. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の4 識別情報登録)

[記入例]

端末設備等規則	第32条の四	識別情報登録
<p>第三十二条の四 インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報（インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。）を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であって、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。</p> <p>一 インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合には、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。</p> <p>二 インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあっては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。</p>		

1. ネットワークへの識別情報の登録機能の有無

(1) 識別情報の登録先

停電などの障害から復旧した時に、IP電話端末から登録要求が一斉にネットワーク（インターネットプロトコル電話用設備）に要求されることが想定され、これによりネットワーク側の設備が端末登録のために高負荷となり、最悪の場合はネットワークがふくそう状態となる可能性があります。ソフトフォンが登録する識別情報の登録先を選択して下さい。

<input type="checkbox"/>	①ソフトフォン端末は、ネットワークに対して直接、識別情報の登録を行う。
<input checked="" type="checkbox"/>	②ソフトフォン端末は、ネットワークに対して直接は、識別情報の登録を行わない。

※ネットワークに識別情報の登録設定を直接行う場合は、本確認項目の対象外となります。

(2) ネットワークへの識別情報登録がないことの担保

(1) の設問において②を選択した場合、確認した方法を記入して下さい。

<input checked="" type="checkbox"/>	ソフトフォンの動作条件としてソフトフォン端末とネットワークとの間に構内IP交換機等が必要であり、ソフトフォン端末が、構内IP交換機等へのみ登録要求を上げ、ネットワークまで登録要求があがらないことを確認した。
<input type="checkbox"/>	その他:

※ソフトフォン端末から送出された識別情報登録がネットワークまで登録要求があがらないことを示す測定データを添付して下さい。

1. ネットワークへの識別情報登録の有無

(1) 識別情報の登録先

- ①ソフトフォンが識別情報登録をネットワークに対して直接行う場合は上欄に○を記入して下さい。
- ②ネットワークとの間に介在する、構内IP交換機等の機器に登録する場合の様に、ネットワークに対して直接登録しない場合は下欄に○を記入して下さい。

1. (2) ネットワークへの識別情報登録がないことの担保

- (1)において、②と回答した場合は、構内IP交換機等の機器に登録する場合は上欄、その他の場合は下欄を選択の上、具体的な理由を記入して下さい。

2. 識別情報登録機能の実装状況確認

以下の3パターンについて試験結果を記入して下さい。

(1) Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンスを受信した場合

Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンスを受信した場合			
登録IPアドレス			
試験で利用したエラーレスポンス			
再登録要求のタイミング			
		指定したタイミング	測定値
ケース1		60 秒	秒
ケース2		180 秒	秒
ケース3		600 秒	秒
お客様への通知方法 ※1			
		設計動作	実動作
<input type="checkbox"/>	可視表示 ※1		
<input type="checkbox"/>	可聴音 ※2		
<input type="checkbox"/>	その他		

※測定データを添付して下さい。

2. 識別情報登録機能の実装状況確認

(1) Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンス

- ・Retry-Afterヘッダを含むエラーレスポンスを受信した場合、表内に記入された項目について、試験結果を記入して下さい。
- ・お客様への通知方法については、当てはまるものを全て選択して下さい。

5-8. 試験結果報告書B (試験結果：第32条の4 識別情報登録)

[記入例]

(2) Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合

Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合			
登録IPアドレス			
試験で利用したエラーレスポンス			
再登録要求のタイミング			
	固定値	設計値 ^{※3}	測定値 ^{※3}
		秒	1回目： 秒 2回目： 秒 3回目： 秒
	ランダム値	設計値 ^{※3}	測定値 ^{※3}
		～ 秒	1回目： 秒 2回目： 秒 3回目： 秒
お客様への通知方法 ^{※1}			
	可視表示 ^{※1}	設計動作	実動作
	可聴音 ^{※2}		
	その他		

※測定データを添付して下さい。

2. (2) Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合

- ・ Retry-Afterヘッダを含まないエラーレスポンスを受信した場合、再登録要求を行うタイミングの取り方として該当する方式(固定値、ランダム値)に○を記入の上、設計値、実測値を記入して下さい。
- ・ お客様への通知方法については、当てはまるものを全て選択して下さい。

(3) 登録要求に対するレスポンスがない場合

登録要求に対するレスポンスがない場合			
登録IPアドレス			
登録要求の再送			
	最大時間	最大時間 (間隔： 秒、 秒、 秒、 秒、 秒、 秒、 秒、 秒)	
再登録要求のタイミング			
	固定値	設計値 ^{※4}	測定値 ^{※4}
		秒	1回目： 秒 2回目： 秒 3回目： 秒
	ランダム値	設計値 ^{※4}	測定値 ^{※4}
		～ 秒	1回目： 秒 2回目： 秒 3回目： 秒
お客様への通知方法 ^{※1}			
	可視表示 ^{※1}	設計動作	実動作
	可聴音 ^{※2}		
	その他		

2. (3) 登録要求に対するレスポンスがない場合

- ・ この場合について、(2)と同様の要領で記入して下さい。

- ※1 通知方法がランプの場合：色と点滅・点灯等種別を記入
通知方法がディスプレイ表示の場合：文言を記入
※2 通知方法がトーンの場合：周波数と間隔を記入
通知方法がガイダンスの場合：文言を記入
※3 エラーレスポンスの受信時間から再登録要求の送信時間までの間の時間
※4 登録要求の再送の送信時間から再登録要求の送信時間までの間の時間
※5 測定データを添付して下さい。

5-9. 試験結果報告書B（試験結果：第32条の4 識別情報登録）

[記入例]

端末設備等規則	第32条の4	識別情報登録（非常の場合）
2 前項の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。		

3. 火災、盗難その他の非常の場合の動作
火災、盗難その他の非常の場合に限り、網からの待機時間の指定の有無に係らず識別情報登録を行う場合は”○”を記入して下さい。

×	火災、盗難その他の非常の場合に限り、網からの待機時間を示す信号の受信の有無に係らず識別情報登録を行います。
---	---

※”○”を記入した場合は測定データを添付して下さい。

4. 試験方法
項番1・2の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
○	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。 ①測定回路、②測定方法

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

3. 火災、盗難その他の非常の場合の動作

- ・火災、盗難その他の非常の場合に限り、第32条の四第1項第一号、二号に規定された、網からの待機時間の指定の有無に係らず、識別情報登録を行う場合には、左欄に○を記入して下さい。

4. 試験方法

- ・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

- ・合格基準はE認定に準じる。
- ・適切な待機時間後又は指定された待機時間後に登録要求信号が再び出れば合格、それ以外は不合格。

5-10. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の5 ふくそう通知)

[記入例]

端末設備等規則	第32条の5	ふくそう通知機能
第三十二条の五 インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。		

1. ふくそう通知機能の実装状況

ふくそうが発生している旨をどのようにしてお客様へ通知する機能を実装しているか。

お客様への通知方法			実動作
可視表示	ランプ ※1		
	マニュアル等への記載 ※3		
	ディスプレイ ※2		
可聴音	トーン		
	マニュアル等への記載 ※3		
	ガイダンス ※2		ただいまおかけになった電話は大変混み合っております。しばらくたってからおかけ直して下さい。
○	Warning399あり		ただいまおかけになった電話は大変混み合っております。しばらくたってからおかけ直して下さい。 (Warning399メッセージの内容に依存しません)
	後位端末のお客様にふくそう状態を通知するための信号を送出 ※4 (後段にIP電話端末を収容するソフトフォン)		

1. ふくそう通知機能の実装状況

- ・ふくそうが発生している旨を、どのようにお客様に通知しているかを選択し、○を記入して下さい。
- ・○を記入した項目について、具体的な実動作を記入して下さい。
- ・複数ある場合は、全てのパターンを記入して下さい。

- ※1 色と点滅・点灯等種別を記入すること。
- ※2 ディスプレイ/ガイダンスの文言を記入すること。
(ガイダンスやディスプレイ表示において複数種類が想定される場合は、全ての文言を記入願います。)
- ※3 マニュアル等への記載の場合は、マニュアルを添付すること。
- ※4 後位にIP電話端末を収容可能なソフトフォンは必ず記入の上、測定データを添付して下さい。

2. 試験方法

項番2の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に”○”を記入して下さい。

	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
○	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

2. 試験方法

- ・総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

- ・合格基準はE認定に準じる。
- ・ふくそう状態を可視表示、可聴音で使用者に通知できれば合格、通知できなければ不合格。

5-1-1. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の6 緊急通報機能)

[記入例]

端末設備等規則	第32条の6	緊急通報機能
第三十二条の六 インターネットプロトコル電話端末であって、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。 <参考: 緊急通報の定義> 第十二条の二 ・ ・ ・ 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報 (以下「緊急通報」という。) ・ ・ ・		

1. 通話機能の実装状況

(1) 通話機能の有無

申請ソフトフォン端末は通話の用に供するか否かについて、選択して下さい。

<input checked="" type="radio"/>	①申請ソフトフォンは、通話の用に供する。
<input type="radio"/>	②申請ソフトフォンは、通話の用に供しない。(以下の記入は不要)

1. 通話機能の実装状況

(1) 通話機能の有無

- ・ 通話の用に供する場合は上欄に○を記入して下さい。
- ・ 通話の用に供しない場合は、下欄に○を記入して下さい。

(2) 発信可能な緊急機関

(1) で①を選択した場合、発信可能な緊急機関を選択して下さい。

<input checked="" type="radio"/>	110 (警察)
<input checked="" type="radio"/>	118 (海上保安庁)
<input checked="" type="radio"/>	119 (消防並びに救急)
<input type="radio"/>	着信専用のため本機能なし

※測定データを添付して下さい。

1. (2) 発信可能な緊急機関

- ・ 緊急機関への発信可否について、試験した結果を記入して下さい。
- ・ 着信専用端末の場合は、一番下の欄に○を記入して下さい。

2. 試験方法

項番1(2)の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に"○"を記入して下さい。

<input checked="" type="radio"/>	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
<input type="radio"/>	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

2. 試験方法

- ・ 総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・ 総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

- ・ 合格基準はE認定に準じる。
- ・ 緊急通報番号の発信が確認できれば合格、それ以外不合格。

5-12. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の8 送出電力①)

[記入例]

端末設備等規則	第32条の八	アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力①				
<p>第32条の八 インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあっては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>別表第五号 インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 (第32条の8、第34条の6関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送出電力</td> <td>-3 dBm (平均レベル) 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル (実効値) とする。 2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。 3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。</p>			項目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力	送出電力	-3 dBm (平均レベル) 以下
項目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力					
送出電力	-3 dBm (平均レベル) 以下					

1. アナログ電話端末等との通信

アナログ電話端末等と相互通信機能の有無	○	G.711 μ -lawにより、IP電話網・アナログ電話網等を経由してアナログ電話端末等と相互に通信する機能がある。
		上記の機能はありません。(以下の記入は不要)
ソフトフォンの内部音源の送出有無	○	ソフトフォンの内部に音源を保持しており、対向するアナログ電話端末等に対して音声信号を送出する機能があります。
		上記の機能はありません。
ソフトフォンの外部音源の送出可否	○	汎用端末に内蔵された音源 (ソフトフォンの内部音源を除く)、又は、汎用端末の端子やコネクタに接続された音源を、対向するアナログ電話端末等に対して音声信号を送出する機能があります。
		上記の機能はありません。

1. アナログ電話端末等との通信

- 以下の機能について、実装している場合は上欄、していない場合は下欄に○を記入して下さい。
- ①アナログ電話端末等との相互通信機能の有無
- ②ソフトフォンの内部音源の送出有無
- ③ソフトフォンの外部音源の送出可否

2. 音源の種類

(1) ソフトフォンの内部音源

ソフトフォンの内部に保持された音源は、以下の通りです。

DTMF、保留音

2. 音源の種類

(1) ソフトフォンの内部音源

- 想定されるソフトフォンの内部音源を全て記入して下さい。

(2) ソフトフォン外部の音源

ソフトフォン外部から入力される音源として想定されるものは、以下の通りです。

PCIに接続されるマイク等の音源

2. (2) ソフトフォンの外部音源

- 想定されるソフトフォンの外部音源を全て記入して下さい。

5-13. 試験結果報告書B (試験結果: 第32条の8 送出電力②)

[記入例]

3. 測定結果

音源の種類で選択した全ての音源に対して測定した結果(最悪値)は以下の通りです。

NO.	音源名	送出電力	NO.	音源名	送出電力
1	保留音	-22 dBm			dBm
2	DTMF	-4.69 dBm			dBm
		dBm			dBm
		dBm			dBm
		dBm			dBm
		dBm			dBm

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

3. 測定結果

- ・ 2で記入した全ての音源に対して、音源名と送出電力の測定結果を記入して下さい。

【測定にあたっての注意】

注: 測定する信号形式は次を原則とします。

- モデム信号を送出する場合は、通信方式(オリジネット、アンサー別)・変調方式ごと、フォールバック速度を含む通信速度ごとに、測定すること。
- 任意の音源(メッセージ等)が作り出せる場合は、目的に合ったメッセージを一般的な方法で録音し、蓄積した状態を設定して測定すること。
- 固定的な信号源(保留音メロディ等)は、それを用いることとし、複数の音源がある場合は最もレベルの高いものを用いて、測定すること。
- DTMF信号を自動的に送出する場合は、各信号(0~9、*、#およびAからD)を測定すること。なお、DTMF信号として手動で送出する場合は、測定不要。
- その他の信号については、機器の目的に応じた信号源を用いること。
- 送出電力調整機能を有する場合は、最大送出電力に設定して測定すること。

4. 試験方法

項番3の試験を実施するにあたり、該当する測定方法に"○"を記入して下さい。

<input type="radio"/>	総務大臣が告示した試験方法により測定しました。
<input type="checkbox"/>	総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。①測定回路、②測定方法

※NTT西日本および協力機関から、その他の測定データ等の提出を要望された場合は、要望に応じて提出していただきます。

2. 試験方法

- ・ 総務大臣が告示した試験方法にて測定した場合は、上欄に○を記入して下さい。
- ・ 総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定した場合、下欄に○を記入して下さい。

5. 送出電力調整機能

(1) 送出電力調整機能の有無

<input type="radio"/>	送出電力調整機能を有している。
<input type="checkbox"/>	送出電力調整機能を有していない。

5. 送出電力調整機能

(1) 送出電力調整機能の有無

- ・ ソフトフォンのソフトウェア機能として、送出電力調整機能の実装状況を選択し○を記入して下さい。

(2) 調整方法、調整可能範囲等

調整機能が有効となる音源、並びに、調整方法、設定可能範囲、調整ステップは以下の通りです。

NO.	音源名	調整方法	調整可能範囲	調整ステップ
1	通話音声(端末との相互通信機能)	①音声検出を行う。ノイズレベル(定常的信号)を推定し、このノイズレベルを超える信号を音声として検出 ②音声と判別された区間の信号を、時間平均し、音声の平均レベルを求める。 ③②で求めた音声の平均レベルが、適正レベルより大きい場合に、利得を下げ、小さい場合には、利得をあげるように、信号に乗じるゲインを制御。 ・ゲイン値の設定(適正レベル-18dBFS)で平均レベルが-18dBFSとなるように、ゲイン値(瞬時値)を設定。急激なゲイン値の変更を防ぐため12dB/s相当の時定数でゲイン値を時間平均。	dB	dB
2	外部音源(機能的には通話音声と同義)		dB	dB
			dB	dB

欄が不足する場合は、別途資料を準備して下さい。

(2) 調整方法、調整可能範囲等

- ・ 送出電力調整機能を実装している場合、具体的にどのように調整を行うかを記入して下さい。
- ・ 音源により調整方法が異なる場合には、パターンごとに調整方法を記入して下さい。

送出電力調整方法がソフトウェアによる場合で、かつ、申請機器自体が供給電流等により自動調整する場合やEnd to Endの信号により調整する場合等、その調整レベルが固定されない場合は、その調整方法を記述すること。

- ・ 合格基準はE認定に準じる。
- ・ 送出電力の測定データが -3dBm (平均レベル)以下ならば合格、それ以外は不合格。

5-14. 試験結果報告書C (データコネクト端末等)

[記入例]

端末設備等の接続の技術的条件	第2章 第8条 第4章 第12条	データコネクト端末等
第8条 メタリックインタフェースを用いるデータコネクト端末等の基本的機能および発信の機能等については、端末設備等規則第32条の2、第32条の3、第32条の4、第32条の7を準用します。 第12条 光インタフェースを用いるデータコネクト端末等の基本的機能および発信の機能等については、端末設備等規則第32条の2、第32条の3、第32条の4、第32条の7を準用します。		
1. 基本的機能 第32条の二 関係 <input type="radio"/> 「試験結果報告書B 試験結果 端末設備等規則 第32条の二」と同一のため、同第32条の二に係る試験結果の添付を省略します。		
2. 発信の機能 第32条の三 関係 <input type="radio"/> 「試験結果報告書B 試験結果 端末設備等規則 第32条の三」と同一のため、同第32条の三に係る試験結果の添付を省略します。		
3. 識別情報登録 第32条の四 関係 <input type="radio"/> 「試験結果報告書B 試験結果 端末設備等規則 第32条の四」と同一のため、同第32条の四に係る試験結果の添付を省略します。		

試験結果報告書B 試験結果		
端末設備等規則	第32条の二	基本的機能
インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。 一 発信又は応答を行う場合にあっては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。 二 通信を終了する場合にあっては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(次条において「通信終了メッセージ」という)を送出するもあること。		
1. 動作モードの確認 申請したソフトフォン端末の動作モードを選択して下さい。		
<input type="checkbox"/>	発着両用機	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	発信専用機	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	着信専用機	<input type="checkbox"/>
	⋮	
	⋮	
	⋮	
	(以下、省略)	

1. 基本的機能 第32条の二 関係

- データコネクトと音声通話の両方の通信機能を有するソフトウェアであり、かつ試験結果報告書B「端末設備等規則第32条の二」と同じ試験結果となる場合、左欄に○を記入して下さい。試験結果が異なる場合は、○を記入せず、データコネクトの試験結果を添付して下さい。

2. 発信の機能 第32条の三 関係

3. 識別情報登録 第32条の四 関係

- 1と同様の要領で記入して下さい。

- 1～3の全てが○の場合は記入を省略することができます。
- ×を記入した項目については、試験結果を記入して下さい。

- 合格基準は技術的条件に準じる。
- 第32条の2、3、4のE認定の合格基準に準じる。

6. 表記内容変更申請書

[記入例]

【検査様式2】 申請日: 2012/4/00

表記内容変更申請書

【申請者情報】

【会社名】 〇〇ソフトウェア株式会社 営業部門 第〇営業担当	【連絡先: 担当者名】 ソフトフォン 太郎
【連絡先: TEL】 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇	【連絡先: e-mail】 〇〇phone@〇〇.〇〇

【検査合格年月日】 2012 年 4 月 1 日

【ソフトフォン名称・検査合格Ver名】 〇〇〇フォン (Ver1. 0)

【検査合格番号】 〇〇 〇〇〇〇

【変更内容】
以下に記入する事項について、表記変更を申請します。

(変更前)

↓

(変更後)

【適合性の担保】

本申請により、検査当初に申告した以下に記入する内容について、一切変更・影響はありません。

<p>(技術基準等の検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本的機能 ②発信の機能 ③識別情報登録機能 ④ふくそう通知機能 ⑤緊急通報に係る機能 ⑥アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 ⑦データコネク 	<p>(ソフトウェアの検査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ハードウェア等必須条件の規定 ②必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置 ③インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置 ④配布済みソフトフォンの管理
---	---

【NTT西日本 コメント欄】

NTT西日本記入	検査結果	検査実施 年月日	ソフトフォン適合検査実施部署
検査合格番号	合格・不合格	年 月 日	所属: NTT西日本技術革新部 技術部門 技術企画担当 担当者:

申請者情報
・ NTT西日本および協力機関からの問合せ窓口の方を記入して下さい。

**検査合格年月日 ・ ソフトフォン名称
検査合格番号**
・ 表記内容変更を申請するソフトフォンの名称と、過去に検査合格した際の検査合格番号、検査合格日を記入して下さい。

変更内容
・ 本申請書により、変更をしたい内容を明記願います。

適合性の担保
・ 以下の欄に記入されている技術基準等およびソフトウェアの検査項目の試験結果については、今回のソフトウェア改修では変更がないことを確認して下さい。
・ 確認の上、一切の変更がない場合は、左欄に○を記入して下さい。

NTT西日本コメント欄
・ 申請いただいた内容に対して、NTT西日本からのコメントがある場合は記入させていただきます。

NTT西日本記入欄
・ 記入しないで下さい。

【お問い合わせ】
NTT西日本 技術革新部
技術部門 技術企画担当
TEL:06-4793-3721